

大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校と地方独立行政法人大阪産業技術研究所
との産学官連携に関する協定書

(目的)

第1条 大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校と地方独立行政法人大阪産業技術研究所は、各機関が行う研究、技術移転及び人材育成等における交流又は連携を推進し、地域産業の振興及び地域社会の発展に貢献することを目的として、本連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(連携項目)

第2条 本協定による主な連携項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 共同研究に関すること。
- (2) 研究成果等の技術移転に関すること。
- (3) 人材育成に関すること。
- (4) 産学官連携の推進及び産業振興における研究・技術情報の交流に関すること。
- (5) その他各機関が必要と認めること。

(事業の実施)

第3条 本協定に基づく具体的な事業の策定及び実施等については、その都度各機関が協議し、定めるものとする。

(有効期間)

第4条 本協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、協定締結日から1年間とする。ただし、各機関のいずれからでも協定の終了又は見直し等の申出がないときは、さらに1年間更新するものとし、以後、同様の取扱いとする。

(雑則)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合は、各機関で協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、各機関それぞれ1通を保有する。

令和4年4月1日

大阪公立大学

学長 辰巳 砂

昌弘

大阪公立大学工業高等専門学校

校長 東 健司

地方独立行政法人大阪産業技術研究所

理事長 小林 哲彦